

教育研究資金問題検討委員会からのお知らせ

森田康夫

[1] 皆様も既にご存じのことと思いますが、今年度から科学研究費の研究分担者の扱いが変更になり、「研究分担者」は

- 研究代表者と協力しつつ、研究遂行責任を分担して研究活動を行う者。
補助金適正化法上の補助事業者に該当。
- 分担金の配分を受ける(※) (ただし、研究代表者と研究分担者が同一研究機関に所属する場合には、分担金の配分は生じない.)。
- 研究代表者や他の研究分担者が、不正な使用等を行った場合は、応募資格の停止 (交付対象からの除外) の対象となる。
(※) 平成 20 年度から、研究分担者に分担金を配分する場合、当該分担金に対する間接経費を研究分担者が所属する研究機関に配分できることとする予定。

となりました。これに対し、新たに「連携研究者」が位置づけられ、

- 研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者 (応募資格を有する者でなければならない.)。補助金適正化法上の補助事業者には該当しない。
- 分担金の配分を受けられない。
- 研究代表者への交替は認められない。
- 研究代表者や研究分担者が、不正な使用等を行った場合であっても、応募資格の停止 (交付対象からの除外) の対象とならない (本人が共謀した場合を除く)。

ということになりました。

これ以外にも変更がございますので、

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

などを参照して、科研費を申請して下さい。

[2] 世界トップレベル研究拠点プログラムについては、東京大学数理科学研究科が含まれる東京大学の数物連携宇宙研究機構が採択になりました。これについては、

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/09/07091102.htm

をご覧ください。

[3] 戦略的創造研究推進事業に着いては、西浦教授の説明が本号に載っていますので、そちらを参照して下さい。

文部科学省は、これら以外にも「国公立大学を通じた競争的環境の下で、特色ある優れた取組を選定・支援」すると言っています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b.htm

などに説明がございますので、可能性のあるプログラムに応募されることをお勧めしたいと思います。